

## 「2019 年度社会福祉士実習指導者講習会」開催要項

2007年に公布された「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」を受けて社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しが行われております。実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、相談援助実習の充実・強化の一環として、実習指導者の要件に「実習指導者を養成するため講習会の受講」が定められました。

このことを受け、社会福祉士養成の充実を図ることを目的に、一般社団法人 宮城県社会福祉士会にご協力をいただきながら、東北福祉大学において社会福祉士実習指導者講習会を開催します。

### 【研修概要】

- ・ 社会福祉士実習指導者講習会は、社会福祉士を対象として、2日間の日程で開催します。
- ・ 研修プログラムは、「実習指導概論」、「実習マネジメント論」、「実習プログラミング論」、「実習スーパービジョン論」の4科目構成です。

### 主 催

学校法人 梅檀学園 東北福祉大学

### 協 力

一般社団法人 宮城県社会福祉士会

### 【受講対象者・資格】

社会福祉士であり、次の①又は②に該当する方

- ①これまでに実習指導の経験があり今後も実習指導をする予定がある方。
- ②実習指導未経験で今後実習指導をする予定がある方。

### 【概 要】

《日時》 令和元年12月7日（土）9：45～18：00  
令和元年12月8日（日）9：00～17：15 （2日間）

《会場》 東北福祉大学 仙台駅東口キャンパス  
〒983-8511 仙台市宮城野区榴岡 2-5-26  
※駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。

《受講料》 10,000円（テキスト代を含む）  
※納入依頼書は、お申込時期により9月末又は10月末に発送予定。  
**納入期限 11月15日。**

《定員》 100名

## 《研修プログラム》（予定）

1日目 受付9：00～9：45

9：45～10：00	オリエンテーション／開講式
10：00～12：00	<u>実習指導概論 《講義》2時間</u> 1. 社会福祉士の意義と役割 2. 実習の制度上の枠組みと意義 3. ソーシャルワーク実践と実習プログラム 4. 個人情報保護と実習での対応 5. 実習指導における専門職の役割
12：00～12：45	昼食・休憩
12：45～14：45	<u>実習マネジメント論 《講義》2時間</u> 1. 実習マネジメントの意義と対象 2. 施設・機関内における実習リスクマネジメント 3. 施設・機関外における実習リスクマネジメント 4. 実習におけるリスクマネジメント 5. 実習マネジメントの実際
14：45～15：00	休憩
15：00～18：00	<u>実習プログラミング論 《講義》3時間</u> 1. 実習プログラムの考え方 2. 実習プログラミングの方法 3. 実習の展開方法 4. 実習プログラム構築の具体例

2日目

9：00～11：00	<u>実習スーパービジョン論 《講義》2時間</u>	1. 「スーパービジョン」の基礎理解 2. 実習スーパービジョンの特質 3. 実習プログラムと実習スーパービジョンの展開 4. 実習スーパービジョンの実際
11：00～17：00	<u>実習スーパービジョン論 《演習》5時間</u> ※途中に昼食・休憩あり（1時間）	実習におけるスーパービジョンの展開方法
17：00～17：15	閉講式／修了証書授与	

※ 開始及び終了時間は、事情によっては多少前後することがあります。受講申込み後に受講者に送付される『受講のご案内』で、最終確認をしてください。

### 【申し込みについて】

《申込締切》 令和元年10月25日（金）正午＜必着＞

《申込方法》 下記①②を、巻末《申込・お問い合わせ先》宛てに、郵便またはFAXでご提出ください。

①「2019年度社会福祉士実習指導者講習会」 受講申込書

②「社会福祉士登録証」のコピー

※ お申込みは先着順ではありません。申込受付期間終了後、受講者を内定します。受講定員をオーバーした場合は、実習指導との関わりを考慮して選考します。受講申込書の7（実習指導との関わり）および所属長の証明欄はその際の参考にいたします。

※ 受講が内定した皆様には、あらためて受講料納入方法や会場等、詳細について文書にてお知らせします（届かない場合は、巻末「申込・お問い合わせ先」にご連絡ください）。

《申込に当たってのご注意》

- ① 受講申込書は、記入の間違いや記入漏れのないよう、楷書ではっきりとご記入ください。
- ② 郵送の場合は受講申込書のコピーをお手元にお控えください。
- ③ 受講申込書の「施設の種別」は以下を参考に記入ください。

救護施設	老人福祉関係施設	福祉事務所	一般企業
児童福祉関係施設	介護老人保健施設	医療機関	独立型社会福祉士事務所
身体障害者福祉関係施設	婦人保護施設	行政機関	地域包括支援センター
知的障害者福祉関係施設	社会福祉協議会	教育機関	その他（福祉公社、団体等）
精神障害者福祉関係施設	在宅介護支援センター	相談機関	

《受講決定》

受講料の納入をもって正式に決定します。

《受講のキャンセル・その他》

納入された受講料は返還いたしません。

【講習会テキスト】

『社会福祉士実習指導者テキスト 第2版』（中央法規出版、2014年）

※テキストは、受講料の納入を確認後、郵送いたします。

【事前課題】

- ① 『社会福祉士実習指導者テキスト』に基づいた事前課題をご提出いただきます。事前課題については受講決定後に送付する「案内文書」でお知らせいたします。
- ② 課題提出締切日：**令和元年11月27日(水)必着**

【修了の認定】

- ① 全科目の受講が修了認定の条件となります。欠席・遅刻・早退がある場合は修了とはなりません。なお、これらに伴う補講等も実施いたしません。また、受講した講義分を次回以降の講習会に振替することもできません。
- ② 講習会修了後、修了証を発行します。

【その他】

- ① 昼食・宿泊先はご自身で確保いただくようお願いいたします。なお、会場周辺には飲食店やコンビニエンスストアなどが多数あります。
- ② 車椅子を利用される場合出入口付近の席を確保するなど、受講する際に配慮が必要な方は、申込書の該当欄「12」にその旨を記載のうえ、お申込みください。

## 【実習指導者の要件について】

社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年 3 月 24 日 文部科学省・厚生労働省令第二号）により以下のとおり定められています。

### 第三条第一号ワ

実習施設等における相談援助実習（市町村において相談援助実習を行う場合を含む。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

（経過措置）

### 附則第四条 2

相談援助実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、平成 24 年 3 月 31 日までの間は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者を実習指導者とすることができる。

### 附則第四条 3

相談援助実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、当分の間、児童福祉法に定める児童福祉司、身体障害者法に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事業所に置かれる同法第 15 条第 1 項第 1 号に規定する所員、知的障害者福祉法に定める知的障害者福祉司若しくは老人福祉法第 6 条及び第 7 条に規定する社会福祉主事として8年以上相談援助の業務に従事した者又は平成 21 年 3 月 31 日までの間において第三条第一号ト（4）に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修課程を修了した者を実習指導者とすることができる。

《申込・お問い合わせ先》 東北福祉大学 通信教育部

住所：983-8511 仙台市宮城野区榴岡 2-5-26

電話：022-233-2211 FAX：022-233-2212

※水曜日は電話対応休止日

メール：kc@tfu-mail.tfu.ac.jp